

○熊本県職員の苦情相談に関する規則〔人事委員会〕

平成17年3月24日

人事委員会規則第20号

熊本県職員の苦情相談に関する規則をここに公布する。

熊本県職員の苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県の一般職に属する職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第47条の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除き、次条及び第4条第1項において離職した職員を含む。以下「職員」という。)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第3条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者(以下「職員相談員」という。)を指名する。

(事案の処理)

- 第4条 人事委員会は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。
- 2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。
 - 3 事案に係る問題について、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求、法第49条の2の規定による不利益処分についての不服申立て又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条の規定による審査請求がなされ、手続が開始されたときは、この規則による当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第5条 人事委員会は、申出人、当該申出人の所属する任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により人事委員会から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(人事委員会及び任命権者の協力)

第9条 人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し、相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。